

野菜の価格安定制度の見直しに当たっての考え方

提案・要望先 農林水産省

提案・要望の要旨

産地を対象とした現行制度の枠組みを維持したうえで、担い手を重視した支援体系への転換に当たっては、指定産地の現状を踏まえた仕組みとすること

今回の制度改正によって生産者への補給金が大きく減少することがないようにすること。特に、平均販売価格の算定方法については、現状の算定期間（旬別）を維持すること

提案・要望の具体的内容

- ・ 近年の農産物価格の低迷に加え、重油や生産資材の高騰に伴う生産コストの上昇により農家の経営は一層厳しい状況にあります。当県は、厳しい財政状況の中でも園芸振興にシフトした予算編成に努め、県単独のレンタルハウス整備事業などの施策を講じてきました。しかしながら、ハウス面積の減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。
- ・ 後継者の確保についても困難な状況のなか、高齢者農家の比率が増加の一途を辿り、品目によっては高齢者が主に生産を担っている実態があります。

担い手を重視した支援体系への転換に当たっては、高齢化の進む地方の実情を踏まえ、担い手とその育成・確保手法などについて、指定産地の現状から達成困難な高いハードルを条件としない方向での検討が必要であると考えます。

また、野菜の価格低落時の農家経営への影響を緩和するために当制度を活用し産地の維持振興に努めており、今回の制度改正によって生産者への補給金が大きく減少することがないように検討が必要です。特に、平均販売価格の算定方法については、生鮮野菜の品目特性を考慮し現状の算定期間（旬別）を維持することが必要であると考えます。

- なす、ピーマン、きゅうりなど平均販売価格が旬別に算定されている品目は、産地での貯蔵性に乏しく、生産の規模の大小にかかわらず出荷期間中毎日収穫・出荷する事が必要であり、日々の値動きも大きいといった品目の特性を考慮した算定方法であると理解しています。
これらの品目を月別などに長期化した場合、産地では出荷調整によって価格の安定を図ることは不可能ですので、算定方法の見直しが直接農家の受け取る補給金の減少につながるようになります。

算定方法の現状

月別算定 たまねぎ、ばれいしょ、さといも
旬別算定 なす、ピーマン、きゅうり、ねぎ、など

【参考】

当県主産地における農業者の現状

(平成18年2月1日現在、面積シェア)

	59歳未満	60歳以上
冬春なす	72.9% (34.0%)	27.1% (9.3%)
冬春ピーマン	62.0 (39.5)	38.0 (13.7)
冬春きゅうり	74.5 (20.4)	25.5 (2.1)
秋冬ねぎ	35.2 (8.3)	<u>64.8</u> (15.4)

注：()内は認定農業者又は就農後継者のいる農家の数値で内数

平均販売価格の算定方法を旬別から月別に変更した場合の農家が受け取る補給金額に与える影響 (15～17園芸年度平均)

冬春なす 20%
冬春ピーマン 20%
冬春きゅうり 21%
秋冬ねぎ 86%
合計 21% * 園芸年度：前年9月から8月